

(3) 調査書の提出

出身学校の校長は、調査書を前記5で示した「出願期間」に、志願先の学校の校長に提出する。

9 検査

(1) 検査

検査の内容については、出願先の学校の校長が定めたものによる。

(2) 検査期日・日程

ア 期日は、平成14年3月6日（水）の1日間、又は平成14年3月6日（水）及び7日（木）の2日間とする。

なお、訪問教育にあつては、検査日は設けない。

イ 日程については、出願先の学校の校長が定める。

(3) 検査場

検査場は、出願先の学校とする。

(4) 検査の実施

ア 検査場の責任者は、当該学校の校長とする。

イ 校長は、実施要領を定め、当該学校の教職員を指揮して検査を実施する。

(5) その他

出願の手続きをした者が、検査当日に病気その他やむを得ない事情のため欠席し、その理由が出身学校の校長によって証明された者については、出願先の学校の校長は、この検査等に代わる他の適当な措置を講ずることができる。

10 面接及び健康診断

(1) 出願先の学校の校長は、必要に応じて検査日に受検者本人（保護者同伴も可）に対して面接を行うことができる。面接に当たっては、公正かつ円滑に行われるようあらかじめ校内に面接委員会を設け、面接方法・質問事項等について十分検討するものとする。

なお、必要に応じて、保護者面談を行うことができる。

(2) 出願先の学校の校長は、調査書等の健康に関することで、より精密な検査を必要と認める場合には、学校医又は公立保健所による検査を求めることができる。

11 海外帰国子女等の取扱い

校長は、海外帰国子女及び引揚子女が志願する場合は、県教育委員会の承認を受けて、選抜に当たって特別の配慮をすることができる。

12 合格者の発表

(1) 発表の日は、平成14年3月13日（水）とする。

(2) 出願した各学校において、受検番号で発表する。

1 3 二次募集

(1) 実施校

合格者数が募集定員に満たない学校、学科においては、二次募集を実施するものとする。

(2) 募集人員

募集定員から合格者を減じた人数。

(3) 出願資格

二次募集に出願できる者は、平成14年度熊本県立高等学校入学者選抜学力検査及び熊本県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部入学者選抜検査（以下「本検査」という。）を受検した者で、出願時において、いずれの高等学校又は盲学校、聾学校及び養護学校高等部（大学入学資格が付与されている専修学校高等課程の学科を含む。）にも合格していない者とする。

なお、いったんいずれかの高等学校又は盲学校、聾学校及び養護学校高等部（高等養護学校も含む。）に合格した者は、その後の手続きの有無にかかわらず出願できない。

(4) 出願期間

出願期間は、平成14年3月14日（木）から3月18日（月）までの間、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。ただし、土曜日の午後、日曜日には受付けをしない。

なお、郵送による出願の場合も、出願期間内に必着すること。

(5) 入学者選抜の方法

ア 入学者の選抜は、調査書、本検査の結果を資料として、各学校高等部の教育に対する適性について判定し、出願先の学校の校長が行う。

イ 出願先の学校の校長は、必要に応じて、受検者本人に対して検査及び面接（保護者同伴も可）、保護者に対して面談を行うことができる。

ウ 入学願に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であってもその合格を取り消す。

(6) 出願手続

ア 二次募集の志願者は、入学願（二次募集）（様式6）を、出身学校の校長を経て、志願先の学校の校長に提出（出願期間内に必着すること。）し、二次募集受付票（様式7）を受領する。

イ 出願は、1校1学科限りとする。

ウ 出身学校の校長は、当該志願者が本検査を受検した県立学校の校長に、検査成績証明書等送付願（様式8）を提出する（出願期間内に必着すること）。

(7) 選考結果の通知

二次募集を実施した学校の校長は、選考結果について、平成14年3月22日（金）に出願者へ郵送で通知（様式9）するとともに、出願者の出身学校の校長へ通知（様式10）する。